

別表第1（第3条関係、第7条関係）

日常生活用具品目一覧表

種 目	基準価格 (円)	対 象 者	性 能	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台 ※介護	154,000	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)、難病患者等については寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
	特殊マット ※介護	19,600	下肢又は体幹機能障がい1級の身体障がい者(児)、難病患者等については寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
	特殊尿器 ※介護	67,000	下肢又は体幹機能障がい1級の身体障がい者(児)(常時介護を要する者に限る)、難病患者等については自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者(児)又は介護者が容易に使い得るもの
	入浴担架	82,400	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)(入浴にあたり、家族等他人の介助を要する者に限る)	障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
	体位変換器 ※介護	15,000	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る)、難病患者等については寝たきりの状態にある者	介助者が障がい者の体位を変換させると容易に使い得るもの
	移動用リフト ※介護	159,000	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)、難病患者等については寝たきりの状態にある者	介護者が障がい者(児)を移動させるにあたって、容易に使い得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く
	訓練いす	33,100	下肢又は大幹機能障がい2級以上の身体障がい児	原則として付属のテーブルをつけるものとする
	訓練用ベッド	159,200	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの
	床ずれ防止用具 ※介護	82,400	下肢又は体幹機能障がい1級の身体障がい者(児)(常時介護を要する者に限る)	褥瘡の防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるものであること(水等によって減圧による体圧分散効果をもつウォーターマット等を含む)
自立生活支援用具	入浴補助用具 ※介護	90,000	下肢又は体幹機能障がいの身体障がい者(児)であって、入浴に介助を必要とする者、難病患者等については入浴に介助を必要とする者(原則として3歳以上の者)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者(児)又は介護者が容易に使い得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く
	頭部保護帽 ただし、レディメイドによる製品は 29,400	36,750	平衡機能、下肢又は体幹機能障がいの身体障がい者(児)、若しくは重度又は最重度の知的障がい者(児)で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
	歩行補助つえ (一本状のみ)	4,410	平衡機能、下肢又は体幹機能障がいの身体障がい者(児)	T字状・棒状のつえで、障がい者(児)が容易に使い得るもの。ただし補装具として支給されるものを除く
	歩行支援用具 ※介護	60,000	平衡機能、下肢又は体幹機能障がいの身体障がい者(児)であって、家庭内の移動等において介助を必要とする者、難病患者等については家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障がい者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く

在 宅 療 養 等 支 援 用 具	電子式歩行補助具	79,000	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)	超音波・レーザー光線等を利用し、物体までの距離を音や振動で表現する歩行補助具であり、視覚障がい者の歩行補助として実用性があり容易に使用し得るもの	5年
	火災警報器	15,500	障がい等級2級以上の身体障がい者(視覚・聴覚・平衡機能・体幹機能、肢体不自由の障がい者), 重度若しくは最重度の知的障がい者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの(1世帯につき2台を限度とする。)原則、設置箇所は台所と寝室とする	1回限り
	自動消火器	28,700	火災の発生の感知が困難な障がい等級2級以上の身体障がい者, 重度若しくは最重度の知的障がい者又は精神障がい者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年
	電磁調理器	41,000	視覚障がい2級以上の身体障がい者(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)(原則として学齢児以上の者)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年
	聴覚障がい者用屋内信号装置	87,400	聴覚障がい2級の身体障がい者(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年
	特殊便器 (洗浄機能付便座)	便器一体型 151,200 便座型 122,800	上肢機能障がい2級以上の身体障がい者(児), 重度若しくは最重度の知的障がい者(児)であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者、難病患者等については上肢機能に障がいのある者(原則として学齢児以上の者)	センサー等により温水温風を出し得るもの及び知的障がい者(児)を介護している者が容易に使用し得るもの。 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年
	腰掛便座 ※介護	23,100	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)(原則として学齢児以上の者)	ポータブルトイレ又は補高便座で昇降機能付便座の対象とならないもの ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年
	昇降機能付便座 ※介護	100,000	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)で必要性が認められる者(原則として学齢児以上の者)	電動式又はスプリング式で便座から立ち上げる際に補助できる機能を有しているものであって、障がい者が容易に使用し得るもの。 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年
	透析液加温器	51,500	じん臓機能障がい3級以上の身体障がい者(児)で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者(原則として3歳以上の者)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
	ネブライザー(吸入器)	36,000	呼吸器機能障がい3級以上の身体障がい者(児)又は同程度の身体障がい者(児)、難病患者等については呼吸器機能に障がいのある者であって、必要と認められる者(原則として学齢児以上の者)	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年

	電気式たん吸引器	56,400	呼吸器機能障がい3級以上の障がい者(児)又は同程度の身体障がい者(児),難病患者等については呼吸器機能に障がいのある者であって,医師の意見書等により本装置の使用が必要と認められる者(原則として学齢児以上の者)	障がい者(児)が容易に使用できるもの	5年
	酸素ポンベ運搬車	17,000	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	10年
	視覚障がい者用体温計(音声式)	9,000	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年
	視覚障がい者用体重計	18,000	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	37,000	呼吸器又は心臓機能障がいの身体障がい者(児)であって,医療保険における在宅酸素療法を行う者,人工呼吸器を常時必要とする者,又は同程度の障がいのある重度の重複障がい者(児)等であって必要と認められる者	指先等に光を照射することにより非侵襲的に動脈血中の酸素飽和度を測定できるものであって容易に使用し得るもの	6年
	発動発電機人工呼吸器用外部バッテリー	120,000	呼吸器機能障がい3級以上の身体障がい者(児)又は同程度の身体障がい者であって,人工呼吸器,電気式たん吸引器,酸素濃縮器等を使用するもので,医師の意見書等により必要と認められる者又は難病患者等で呼吸機能に障がいのある者(原則として学齢児以上の者)	障がい者(児)が容易に使用できるもの	10年
	ポータブル電源	100,000	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者であって,人工呼吸器,電気式たん吸引器,酸素濃縮器等を使用するもので,医師の意見書等により必要と認められる者又は難病患者等で呼吸機能に障がいのある者(原則として学齢児以上の者)	障がい者(児)が容易に使用できるもの	6年
	情報意思疎通支援用具	98,800	音声・言語機能障がい又は肢体不自由の身体障がい者(児)であって,発声又は発語に著しい障がいのある者(原則として学齢児以上の者)	携帯式で,ことばを音声又は文章に変換する機能を有し,障がい者が容易に使用し得るもの	5年
	情報・通信支援用具(障がい者向けのパソコン用周辺機器やアプリケーションソフト)	100,000	上肢機能障がい又は視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)であって,パソコンの操作が困難な者(原則として学齢児以上の者)	パソコン用周辺機器及びアプリケーションソフトであって障がい者(児)が容易に使用し得るもの ※別表第1-2参照	5年
	点字ディスプレイ	383,500	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)であって必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年
	点字器	10,400	視覚障がいの身体障がい者(児)であって,視力の低下,又は視野狭窄がある者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年
	点字タイプライター	63,100	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	85,000	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)(原則として学齢児以上の者)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき,かつ,DAISY方式等による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって,視覚障がい者が容易にしようできるもの	6年
	視覚障がい者用活字文書読み上げ器	99,800	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)(原則として学齢児以上の者)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り,音声信号に変換して出力する機能を有するもので,視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年

	視覚障がい者用拡大読書器	268,000	視覚障がいの身体障がい者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年
	視覚障がい者用テープレコーダー	23,000	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年
	視覚障がい者用時計	13,300	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)(原則として音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者)	音声式又は触読式によるもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年
	聴覚障がい者用情報受信装置	88,900	聴覚障がいの身体障がい者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付の聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年
	暗所視支援眼鏡	434,500	視覚障がいの身体障がい者又は網膜色素変性症(難病)であって、夜盲又は視野狭窄の症状があり、医師により装用効果が認められた者	高感度カメラで捉えた微光を増幅させる機能を有し、眼鏡のディスプレイに鮮明な画像として投射できるもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	8年
	聴覚障がい者用通信装置	71,000 ただし、FAXは42,000	聴覚障がいの身体障がい者(児)又は発声・発語に著しい障がいのある者(児)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(原則として学齢児以上の者)	一般的の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの	5年
	点字図書	点字図書額から自己負担額(一般購入価格)を除いた額。	主に、情報の入手を点字に頼っている聴覚障がいの身体障がい者(児)	点字により作成された図書、年間6タイトル又は24巻を限度とするただし月間や週間で発行される雑誌を除く	—
	人工喉頭	笛式 8,100 電動式 70,100	音声・言語機能障がいの身体障がい者(児)であって、無喉頭又は発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者(主に喉頭摘出者を対象)	【笛式】呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの(価格には気管カニューレを含む) 【電動式】顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	4年 5年
	人工鼻	23,760	音声・言語機能障がいの身体障がい者(児)であって、無喉頭又は発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者(主に喉頭摘出者を対象)	障がい者が容易に使用し得るもの。(基準額は月額とする。)	—
排泄管理支援用具	ストマ装具	消化器系 9,000	ぼうこう・直腸機能障がいの身体障がい者(児)であって、尿路変更のストマ又は腸管のストマ造設した者 蓄尿袋においては、ぼうこう障がいで、高度の排尿機能障がい(カテーテル常時留置、或いは自己導尿の常時施行)を伴う者	【蓄便袋】低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。(基準額はストマ造設箇所1か所あたり、付属品を含む月額とする。)	—
		尿路系 11,900	※紙オムツの給付を受けた者は、本種目の給付を受けることはできない	【蓄尿袋】低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。(基準額はストマ造設箇所1か所あたり、付属品を含む月額とする)	—

	紙オムツ	12,000	<p>身体障がい者(児)であって次のいずれかに該当し、紙オムツ等の用具類を必要とする者</p> <p>ア 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマの装具を着用することができない者</p> <p>イ 先天性疾病(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障がい等による高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者、若しくは先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者</p> <p>ウ 脳原性運動機能障がい等により排尿又は排便の意思表示が困難な者、その他紙オムツ等の用具が必要と認められる者</p> <p>※ストマ装具の給付を受けた者は、本種目の給付を受けることはできない</p>	紙おむつ、さらし、ガーゼ等衛生用品 (基準額は月額とする)	
	收尿器	8,500	ぼうこう機能障がいの身体障がい者(児)又は脊髄損傷等を原因とする肢体不自由者(児)であって高度の排尿機能障がいのある者	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	1年
住宅改修	居宅生活動作補助用具 ※介護	200,000	下肢、体幹機能障がいの身体障がい者(児)又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)3級以上の身体障がい者、難病患者等については下肢又は体幹機能に障がいのある者	障がい者(児)の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	1回限り
自動車改造	自動車改造	100,000	上肢、下肢機能障がい又は体幹機能障がい3級以上の身体障がい者で、就労等社会参加に伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置(ハンドル)駆動装置(アクセル・ブレーキ)等の一部を改造する必要がある者	1件当たり10万円を限度とし、1車両1回限りとする	1回限り

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じ取扱うものとする。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。
- 3 「浴槽(湯沸器含む。)」については、実施主体が必要と認める場合には、「浴槽」及び「湯沸器」を個々の種目として給付できるものとする。
- 4 点字図書については、月刊や週刊等で発行される雑書を除き、一般図書の購入額相当分を除いた額とする。
- 5 「※介護」の用具は、介護保険制度を優先とする。
- 6 令和7年4月1日給付決定分から適用するものとする。

別表第1－2

周辺機器・アプリケーションソフト例

周辺機器	アプリケーションソフト例
□大型キーボード	□音訳、点訳、拡大ソフト
□スキャナ	・MY WORD (音声ガイド付きワープロソフト)
□点字プリンター	・MY READ (拡大機能付き読み取りソフト)
□入力装置 (ボタン型・ジョイスティック型マウス等)	・MY MAIL (音声でのメールの送受信対応ソフト)
□点字ディスプレイ	・PC-Talker (画面音声化ソフト) ・アドボイス (MY WORDの機能を継承した住所録作成ソフト)

別表第2（第3条関係）

居宅生活支援動作補助用具に係る住宅改修の範囲等

区分	内容
住宅改修の範囲	住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。 1 手すりの取付け 2 段差の解消 3 滑り防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 4 引き戸等への扉の取替え 5 洋式便器等への便器の取替え 6 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
住宅改修費の給付要件	当該住宅改修は、給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、かつ身体の状況、住宅の状況等を勘案して実施主体が必要と認める場合に給付するものとする。
給付の限度	合計200,000円を上限とする。

別表第3（第7条関係）

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	市民税課税世帯	37,200円

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）

第四十三条の三に準ずる。

※世帯の範囲において、障がい世帯については、本人（18歳以上）とその配偶者とするものとし、障がい児世帯については、保護者の属する住民基本台帳上の世帯とする。また、本人（18歳以上）とその配偶者について、当該年度（4月から6月までの間にあっては、前年度）の市民税所得割額が46万円以上の場合、給付の対象外とする。

※令和7年4月1日給付決定分から適用するものとする。